

令和4年度 第1回

加古川市立学校校区審議会

令和4年11月30日

加古川市役所 南館 301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 教育長あいさつ

4 委 員 紹 介

5 会長及び副会長の選出について

6 議 事

(1) 規定及び令和4年度加古川市立小・中学校の就学状況

①加古川市立小学校及び中学校校区規則について

②就学すべき学校の変更(校区外・区域外就学)について

③児童生徒数及び学級数について

7 そ の 他

(1) 平岡町高畑地区の小学校区に関する要望について（経過報告）

(2) 学校規模適正化について

8 閉 会

加古川市立学校校区審議会委員名簿

令和4年9月15日現在

氏 名	所属団体等
すどう ちょうのすけ 須藤 長之輔	加古川市立上荘小学校 校長
かんき なおや 神吉 直哉	加古川市立両荘中学校 校長
たつみ くにか 辰巳 訓子	加古川市立浜の宮小学校 P T A会長
しみず みかこ 清水 美佳子	加古川市立平岡中学校 P T A会長
ひうら あきひこ 日浦 明彦	元学校長
みやぎ めぐみ 宮城 愛	加古川市民生児童委員連合会 主任児童委員
みやけ みゆき 三宅 美由紀	兵庫大学短期大学部講師

目 次

議事（１）関係

加古川市立小学校及び中学校校区規則……………	1
加古川市立小学校・中学校の校区を定める要綱……………	6
就学すべき学校の変更に関する要綱……………	1 4
・別表 加古川市立小学校・中学校 校区外・区域外就学許可基準……………	1 8
令和４年度理由別校区外・区域外就学申請件数……………	1 9
児童生徒数一覧表（令和４年５月１日現在）……………	2 0
児童生徒数及び学級数推計表……………	2 1

その他

加古川市立学校校区審議会条例……………	2 3
加古川市立学校校区審議会条例施行規則……………	2 4

加古川市立小学校及び中学校校区規則

昭和 60 年 3 月 30 日
教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 5 条第 2 項及び第 6 条の規定に基づき、就学予定者、学齢児童又は学齢生徒の就学すべき小学校又は中学校を指定する基準としての区域（以下「校区」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小学校校区)

第 2 条 小学校の校区は、別表第 1 のとおりとする。

(中学校校区)

第 3 条 中学校の校区は、別表第 2 のとおりとする。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 12 月 4 日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 1 月 18 日教委規則第 1 号）

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 5 日教委規則第 1 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 12 月 15 日教委規則第 11 号）

この規則は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 12 日教委規則第 9 号）

この規則は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 2 月 7 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 1 月 19 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 10 月 18 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 13 年 10 月 20 日から施行する。

附 則（平成 14 年 1 月 11 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 6 日教委規則第 11 号）

この規則は、平成 14 年 12 月 6 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 11 日教委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 24 日教委規則第 8 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 26 日から施行する。ただし、別表第 1「加古川市立平岡小学校」の項の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 23 日教委規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、加古川市、高砂市宝殿中学校組合規約（昭和 32 年組合規約第 1 号）の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による許可のあった日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、川西小学校校区において平成 17 年度に小学校を卒業する学齢児童から適用する。

附 則（平成 19 年 10 月 17 日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 13 日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 25 日教委規則第 4 号）

この規則は、東播都市計画事業坂元・野口土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

学校名	校区
加古川市立加古川小学校	加古川町篠原町（氷丘南小学校校区を除く。） 加古川町寺家町（氷丘南小学校校区を除く。） 加古川町本町（氷丘南小学校校区を除く。） 加古川町木村（鳩里小学校校区を除く。） 加古川町西河原（鳩里小学校校区を除く。） 加古川町栗津（鳩里小学校校区を除く。） 加古川町北在家の一部、加古川町備後の一部、加古川町平野の一部
加古川市立氷丘小学校	加古川町大野（神野小学校校区を除く。） 加古川町中津 加古川町河原（氷丘南小学校校区を除く。） 加古川町美乃利（氷丘南小学校校区を除く。）
加古川市立神野小学校	加古川町大野の一部、神野町神野（陵北小学校校区を除く。） 神野町西条の一部、神野町石守、神野町西之山、神野町福留、神野町日岡苑、山手 1 丁目、山手 2 丁目、山手 3 丁目、神野町石守 1 丁目、神野町石守 2 丁目、神野町石守 3 丁目、神野町福留 1 丁目、野口町水足の一部、八幡町中西条の一部
加古川市立野口小学校	加古川町北在家の一部 野口町野口（平岡北小学校校区を除く。） 野口町良野、野口町坂元、野口町坂元北 1 丁目、野口町坂元北 2 丁目、野口町坂元北 3 丁目、野口町坂元北 4 丁目、野口町坂元北 5 丁目 野口町北野（野口北小学校校区、平岡北小学校校区を除く。） 平岡町新在家の一部、尾上町安田の一部

加古川市立平岡小学校	野口町二屋の一部、平岡町西谷 平岡町高畑（平岡東小学校校区、平岡北小学校校区を除く。） 平岡町山之上（平岡東小学校校区を除く。） 平岡町二俣の一部、平岡町新在家（野口小学校校区、野口北小学校校区、平岡北小学校校区を除く。） 平岡町新在家 1 丁目、平岡町新在家 2 丁目、平岡町新在家 3 丁目
加古川市立尾上小学校	加古川町北在家の一部、尾上町養田の一部 尾上町池田（浜の宮小学校校区、若宮小学校校区を除く。） 尾上町長田（若宮小学校校区を除く。） 尾上町安田（浜の宮小学校校区、鳩里小学校校区、野口南小学校校区を除く。） 尾上町口里の一部
加古川市立別府小学校	別府町別府（平岡南小学校校区、野口南小学校校区を除く。） 別府町朝日町、別府町宮田町、別府町中島町、別府町石町、別府町緑町、別府町本町 1 丁目、別府町本町 2 丁目、別府町東町、別府町元町、別府町西町、別府町港町、別府町西脇（平岡南小学校校区を除く。） 別府町西脇 2 丁目、別府町西脇 3 丁目
加古川市立八幡小学校	八幡町下村、八幡町野村、八幡町宗佐、八幡町船町、 八幡町上西条 八幡町中西条（神野小学校校区を除く。） 上荘町国包（上荘小学校校区を除く。）
加古川市立平荘小学校	平荘町山角、平荘町養老、平荘町里、平荘町池尻、平荘町西山、 平荘町小畑、平荘町一本松、平荘町神木、平荘町上原、平荘町中山、平荘町磐、平荘町新中山
加古川市立上荘小学校	上荘町小野、上荘町薬栗、上荘町見土呂、上荘町国包の一部、上荘町井ノ口、上荘町白沢、上荘町都染、上荘町都台 1 丁目、上荘町都台 2 丁目、上荘町都台 3 丁目
加古川市立東神吉小学校	東神吉町神吉（東神吉南小学校校区を除く。） 東神吉町天下原、東神吉町升田
加古川市立西神吉小学校	西神吉町辻、西神吉町岸（川西小学校校区を除く。） 西神吉町大国、西神吉町西村、西神吉町中西、西神吉町宮前、西神吉町鼎
加古川市立川西小学校	東神吉町西井ノ口の一部、西神吉町岸の一部、米田町平津、 米田町船頭（東神吉南小学校校区を除く。）
加古川市立陵北小学校	神野町神野の一部、神野町西条（神野小学校校区を除く。） 西条山手 1 丁目、西条山手 2 丁目、新神野 1 丁目から新神野 8 丁目まで
加古川市立平岡南小学校	野口町二屋の一部、平岡町二俣（平岡小学校校区を除く。） 平岡町中野、平岡町八反田、平岡町一色 平岡町一色西 1 丁目、平岡町一色西 2 丁目 平岡町一色東 1 丁目、平岡町一色東 2 丁目、平岡町一色東 3 丁目 別府町別府の一部、別府町西脇の一部
加古川市立浜の宮小学校	尾上町池田の一部、尾上町安田の一部 尾上町口里（尾上小学校校区を除く。） 別府町新野辺北町 5 丁目の一部 野口町長砂の一部

加古川市立鳩里小学校	加古川町木村の一部 加古川町稲屋（若宮小学校校区を除く。） 加古川町友沢、加古川町西河原の一部 加古川町栗津の一部 加古川町北在家（加古川小学校校区、野口小学校校区、尾上小学校校区を除く。） 加古川町備後（加古川小学校校区を除く。） 加古川町南備後（若宮小学校校区を除く。） 尾上町養田の一部、尾上町安田の一部
加古川市立平岡東小学校	平岡町高畑の一部、平岡町土山 平岡町山之上の一部
加古川市立野口北小学校	野口町水足（神野小学校校区を除く。） 野口町北野の一部、平岡町新在家の一部
加古川市立志方小学校	志方町志方町、志方町上富木、志方町投松、志方町高畑の一部、 志方町西飯坂、志方町西中（志方西小学校校区を除く。） 志方町横大路の一部
加古川市立志方東小学校	志方町高畑（志方小学校校区を除く。） 志方町廣尾、志方町岡、志方町細工所、志方町野尻、志方町大澤、 志方町行常、志方町畑、志方町雑郷、志方町東飯坂、志方町東中、 志方町大宗
加古川市立志方西小学校	志方町西中の一部、志方町永室、志方町西牧、志方町山中、志方町原、 志方町成井、志方町西山、志方町横大路（志方小学校校区を除く。）
加古川市立氷丘南小学校	加古川町篠原町の一部、加古川町寺家町の一部、加古川町本町の一部、 加古川町河原の一部、加古川町溝之口、加古川町平野（加古川小学校校区を除く。） 加古川町美乃利の一部
加古川市立平岡北小学校	野口町野口の一部、野口町北野の一部 平岡町高畑の一部、平岡町新在家の一部 平岡町つつじ野
加古川市立野口南小学校	野口町古大内、野口町二屋（平岡小学校校区、平岡南小学校校区を除く。） 野口町坂井（別府西小学校校区を除く。） 野口町長砂（別府西小学校校区、浜の宮小学校校区を除く。） 尾上町安田の一部、別府町別府の一部
加古川市立東神吉南小学校	東神吉町神吉の一部、東神吉町出河原、東神吉町砂部、東神吉町西井ノ口（川西小学校校区を除く。） 米田町船頭の一部
加古川市立若宮小学校	加古川町稲屋の一部、加古川町南備後の一部、尾上町養田（尾上小学校校区、鳩里小学校校区を除く。）、 尾上町養田1丁目、尾上町養田2丁目、尾上町養田3丁目、尾上町池田の一部、 尾上町長田の一部、尾上町今福、尾上町旭1丁目、尾上町旭2丁目、尾上町旭3丁目
加古川市立別府西小学校	野口町坂井の一部、野口町長砂の一部、別府町新野辺、 別府町新野辺北町1丁目から別府町新野辺北町4丁目まで 別府町新野辺北町5丁目（浜の宮小学校校区を除く。） 別府町新野辺北町6丁目から別府町新野辺北町8丁目まで

別表第2（第3条関係）

学校名	校区
加古川市立加古川中学校	加古川市立加古川小学校校区 加古川市立鳩里小学校校区
加古川市立中部中学校	加古川市立野口小学校校区 加古川市立野口南小学校校区
加古川市立浜の宮中学校	加古川市立尾上小学校校区 加古川市立浜の宮小学校校区 加古川市立若宮小学校校区
加古川市立両荘中学校	加古川市立平荘小学校校区 加古川市立上荘小学校校区
加古川市立平岡中学校	加古川市立平岡小学校校区（加古川市立平岡南中学校校区を除く。） 加古川市立平岡東小学校校区（加古川市立平岡南中学校校区を除く。） 加古川市立平岡北小学校校区
加古川市立氷丘中学校	加古川市立氷丘小学校校区 加古川市立氷丘南小学校校区
加古川市立神吉中学校	加古川市立東神吉小学校校区 加古川市立西神吉小学校校区 加古川市立川西小学校校区 加古川市立東神吉南小学校校区
加古川市立山手中学校	加古川市立神野小学校校区（加古川市立陵南中学校校区を除く。） 加古川市立八幡小学校校区 加古川市立陵北小学校校区
加古川市立志方中学校	加古川市立志方小学校校区 加古川市立志方東小学校校区 加古川市立志方西小学校校区
加古川市立平岡南中学校	加古川市立平岡小学校校区の一部 加古川市立平岡南小学校校区 加古川市立平岡東小学校校区の一部
加古川市立別府中学校	加古川市立別府小学校校区 加古川市立別府西小学校校区
加古川市立陵南中学校	加古川市立神野小学校校区の一部 加古川市立野口北小学校校区

加古川市立小学校・中学校の校区を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市立小学校及び中学校校区規則（昭和60年教育委員会規則第4号。以下「校区規則」という。）の別表第1及び別表第2に定める校区の区域について、必要な事項を定める。

(小学校校区)

第2条 校区規則別表第1に定める校区の区域は、別表1のとおりとする。

(中学校校区)

第3条 校区規則別表第2に定める校区の区域は、別表2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

別表 1

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立加古川 小学校	加古川町北在家の一部	北在家 773番地の8 2482番地 2515番地 2535番地 2639番地 2664番地 2674番地
	加古川町備後の一部	備後 23番地の6 から 23番地の24 まで
	加古川町平野の一部	平野 333番地
加古川市立神野 小学校	加古川町大野の一部	大野 1番地の3 1530番地
	神野町西条の一部	西条 1286番地 1288番地の1 1300番地の3 1306番地の2 1414番地 1420番地の2
	野口町水足の一部	水足 1626番地の38 1626番地の52 1791番地
	八幡町中西条の一部	中西条 1020番地の253
加古川市立野口 小学校	加古川町北在家の一部	北在家 2011番地 2711番地 2712番地
	平岡町新在家の一部	新在家 654番地 から 656番地 まで 702番地の1 702番地の3 710番地の1 714番地の1 716番地 ローズヴィラ東加古川 東加古川ハイタウン
	尾上町安田の一部	安田 107番地の13
加古川市立平岡 小学校	野口町二屋の一部	二屋 354番地 から 356番地 まで 359番地 から 368番地 まで
	平岡町二俣の一部	二俣 905番地 907番地 908番地 909番地 912番地

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立尾上 小学校	加古川町北在家の一部	北在家 451番地の8 452番地の1 北在家のうち明姫幹線以南
	尾上町養田の一部	養田 1259番地 から 1266番地 まで 1270番地 1272番地 1274番地
	尾上町口里の一部	口里 150番地の2 から 150番地の5 まで 151番地 から 158番地 まで (158番地の3 から 158番地の5 までを除く) 163番地の3 163番地の5 164番地 から 167番地 まで 192番地 から 196番地 まで 199番地 から 208番地 まで 770番地の2 から 770番地の4 まで
加古川市立上荘 小学校	上荘町国包の一部	国包のうち加古川以西
加古川市立川西 小学校	東神吉町西井ノ口の一部	西井ノ口 649番地 650番地の1 650番地の4 から 650番地の9 まで 650番地の12 から 650番地の21 まで 668番地の2 から 668番地の5 まで 687番地 690番地 697番地の1 697番地の7 697番地の9 から 697番地の17 まで 832番地(832番地の3を除く) 833番地 (833番地の4 833番地の6 833番地の7 833番地の15 833番地の16を除く) 西井ノ口のうち J R 神戸線以南 (845番地の3を除く)
	西神吉町岸の一部	岸 152番地の3
加古川市立陵北 小学校	神野町神野の一部	神野 1365番地

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立平岡南 小学校	野口町二屋の一部	二屋 105番地の2 350番地 352番地 358番地
	別府町別府の一部	別府 548番地の1 579番地 584番地の1 635番地 639番地の1 651番地 から 751番地 まで 897番地の8 897番地の12 897番地の15
	別府町西脇の一部	西脇 116番地の2
加古川市立浜の宮 小学校	尾上町池田の一部	池田 83番地 から 85番地 まで 89番地 97番地 102番地 107番地 110番地 114番地の1 155番地 156番地 158番地の3 165番地 から 167番地 まで 168番地の1 169番地 326番地 327番地 345番地 346番地 349番地 351番地 361番地 1497番地 1500番地 1504番地 1506番地 1508番地 から 1649番地 まで 2349番地 から 2391番地 まで
	尾上町安田の一部	安田 282番地 から 301番地 まで
	別府町新野辺北町 5丁目の一部	別府町新野辺北町5丁目 3番地の1 から 3番地の3 まで 8番地の2 から 8番地の4 まで 26番地 27番地 33番地 34番地 35番地の5 35番地の6 46番地
	野口町長砂の一部	長砂 986番地 987番地 989番地 から 993番地 まで

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立鳩里 小学校	加古川町木村の一部	木村 662番地から 667番地まで 688番地 689番地 690-1番地 690-4番地 691番地から 771番地まで (662番地から667番地まで 及び 737番地から743 番地 までは加古川中央線の北側は除く) 加古川西団地
	加古川町西河原の一部	加古川西団地
	加古川町栗津の一部	栗津 51番地の1 73番地の1
	尾上町養田の一部	養田 203番地の1 205番地の16 205番地の19 207番地の5 207番地の11 207番地の13 207番地の18 から 207番地の22 まで
	尾上町安田の一部	安田 912番地
加古川市立平岡東 小学校	平岡町高畑の一部	高畑 529番地の4 529番地の21 から 529番地の25 まで 638番地 639番地 640番地 641番地 643番地 644番地
	平岡町山之上の一部	山之上 684番地
加古川市立野口北 小学校	野口町北野の一部	北野のうち加古川バイパス以北
	平岡町新在家の一部	新在家 902番地の21 から 902番地の138 まで 902番地の243 から 902番地の290 まで 2562番地 2563番地 2566番地の2
加古川市立志方 小学校	志方町高畑の一部	高畑 1037番地
	志方町横大路の一部	横大路 1番地 から 84番地 まで (69番地を除く)
加古川市立志方西 小学校	志方町西中の一部	西中 178番地の1

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立氷丘南 小学校	加古川町篠原町の一部	篠原町 153番地の2 153番地の4 212番地の10
	加古川町寺家町の一部	寺家町のうち J R 神戸線以北
	加古川町本町の一部	本町のうち J R 神戸線以北
	加古川町河原の一部	河原のうち加古川バイパス以南(472番地の2 472番地の10 472番地の11 472番地の16 から 472番地の18 まで 472番地の25を除く)
	加古川町美乃利の一部	美乃利のうち加古川バイパス以南 (243番地の1を除く)
加古川市立平岡北 小学校	野口町野口の一部	野口 291番地
	野口町北野の一部	北野 9番地
	平岡町高畑の一部	高畑のうち加古川バイパス以北
	平岡町新在家の一部	新在家 796番地 799番地 801番地 802番地 809番地の3 811番地の6 812番地の1 812番地の7 830番地の1 830番地の3 新在家のうち加古川バイパス以北及び新在家の うち県道八幡別府線より東側で J R 神戸線以北
加古川市立野口南 小学校	尾上町安田の一部	安田 279番地
	別府町別府の一部	別府 899番地の6
加古川市立東神吉 南小学校	東神吉町神吉の一部	神吉 398番地の4 399番地の4 399番地の10 399番地の12 399番地の14 409番地の5 409番地の7 444番地 445番地 451番地 から 454番地 まで 608番地の1 から 608番地の250 まで 651番地 から 760番地 まで 823番地
	米田町船頭の一部	船頭 523番地の3 525番地の8 538番地 から 562番地 まで

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立若宮 小学校	加古川町稲屋の一部	稲屋 404番地 405番地 (405番地の1 405番地の3を除く) 1281番地 1282番地 1284番地
	加古川町南備後の一部	南備後 185番地の3 185番地の16 186番地の4 186番地の5 186番地の11 194番地の4 194番地の5 194番地の8 195番地の9 195番地の11 195番地の12 195番地の17 195番地の19 195番地の29 198番地の5
	尾上町池田の一部	池田 830番地の5 830番地の7 830番地の20 830番地の21 830番地の38 から 830番地の40 まで 830番地の42 830番地の49 から 830番地の56 まで 830番地の108 から 830番地の123 まで
	尾上町長田の一部	長田 373番地の1 373番地の5 373番地の8 374番地の3 377番地の1 から 377番地の3 まで 377番地の14 377番地の15
加古川市立別府西 小学校	野口町坂井の一部	坂井のうち明姫幹線以南
	野口町長砂の一部	長砂 1010番地 1018番地 1019番地 1172番地 1173番地 1175番地 1189番地 1190番地

備考

本番に属する枝番号すべてが同一校区である場合は本番のみを表記している。

別表 2

学 校 名	区 分	区 域
加古川市立平岡南 中学校	加古川市立平岡小 学校校区の一部	山之上 二俣の一部 二屋の一部 高畑 140 番地の 1 から 140 番地の 3 まで 141 番地 143 番地 173 番地(173 番地の 4 を除く) 174 番地の 4 から 174 番地の 7 まで 175 番地 176 番地 184 番地 186 番地 199 番地の 3 から 199 番地の 12 まで 202 番地の 3 から 202 番地の 7 まで 205 番地 から 207 番地 まで 209 番地の 5 から 209 番地の 9 まで 新在家 1 番地から 199 番地 まで (37 番地の 1 を除く) 398 番地の 7 から 398 番地の 8 まで 405 番地 から 449 番地 まで 457 番地 460 番地 から 462 番地 まで 470 番地 から 482 番地 まで 488 番地 から 491 番地 まで 668 番地 から 699 番地 まで
	加古川市立平岡東 小学校校区の一部	山之上 684 番地
加古川市立陵南中 学校	加古川市立神野小 学校校区の一部	石守 (997 番地 998 番地の 1 998 番地の 7 を除く) 福留 日岡苑 石守 1 丁目 石守 2 丁目 石守 3 丁目 福留 1 丁目 大野 1530 番地 水足 1626 番地の 38 1626 番地の 52 1791 番地

備考

本番に属する枝番号すべてが同一校区である場合は本番のみを表記している。

就学すべき学校の変更に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市立小学校及び中学校校区規則（昭和60年教育委員会規則第4号）に基づき指定する就学すべき学校を変更することに関する事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「校区外就学」とは、加古川市内に住所を有する児童生徒が、加古川市立学校の内
で就学すべき学校を変更することをいう。
- (2) 「区域外からの就学」とは、加古川市内に住所を有しない児童生徒が、加古川市立
学校に就学することをいう。
- (3) 「区域外への就学」とは、加古川市内に住所を有する児童生徒が、他市町村立学校
等に就学することをいう。
- (4) 「指定校」とは、児童生徒が就学すべき学校をいう。

(変更の基準)

第3条 指定校の変更は、児童生徒の教育上有益であることを第一義としなければならない。

2 指定校の変更の基準及び期間等は、別表のとおりとする。

(変更の手続)

第4条 校区外就学または区域外からの就学を児童生徒にさせようとする保護者は、「校区外・区域外 就学申請書（兼）誓約書」（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請が校区外就学のときは、その内容を審査し諾否を決定するものとする。

3 教育委員会は、第1項の申請が区域外からの就学のときは、その理由が正当であると認めたときは、当該児童生徒が住所を有する市町村の教育委員会に「区域外就学協議書」（様式第2号）により協議し、その諾否を決定するものとする。

4 教育委員会は、前2項において諾否を決定したときは、「校区外・区域外就学許可通知書」（様式第3号）または「校区外・区域外就学不許可通知書」（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

5 教育委員会は、第2項及び第3項において許可したときは、「校区外・区域外就学承諾通知書」（様式第5号）により、変更後において就学する学校の学校長に通知するものとする。

(区域外への就学)

第5条 教育委員会は、他市町村教育委員会等から区域外への就学について協議を求められたときは、当該市町村教育委員会等の様式により協議し、その諾否を決定するものとする。

(保護者の責任)

第6条 校区外・区域外就学に伴う通学については、保護者の責任において行うものとする。

(許可の取り消し)

第7条 教育委員会は、校区外・区域外就学の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 故意に虚偽の申請をしたと認められるとき。
- (2) 申請理由が消滅したと認められるとき。
- (3) 校区外・区域外就学する学校の学則等を遵守しないとき。
- (4) その他教育委員会が、許可の取り消しが必要な事由であると認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を取り消したときは、「校区外・区域外就学許可取消通知書」(様式第6号)により、保護者に通知するとともに、「校区外・区域外就学許可取消通知書」(様式第7号)により、許可を取り消される学校の校長に通知する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年4月1日以降の就学すべき学校の変更の申請、審査、協議、その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成19年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表⑫及び⑬の項の規定による児童生徒が就学すべき学校の変更の基準及び期間等に基づく平成19年度における就学すべき学校の変更に関する手続(平成19年1月15日から同年3月31日までの間になされるものに限る。)は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成22年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表①イ及び⑯の項の規定による児童生徒が就学すべき学校の変更の基準及び期間等に基づく平成22年度における就学すべき学校の変更に関する手続(平成22年1月15日から同年3月31日までの間になされるものに限る。)は、この要

綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 27 年 1 月 15 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表中⑧の項から⑩の項の規定による児童生徒が就学すべき学校の変更の基準及び期間等に基づく平成 27 年度における就学すべき学校の変更に関する手続（平成 27 年 1 月 15 日から同年 3 月 31 日までの間になされるものに限る。）は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式にかかる規定は平成 27 年 12 月 1 日から施行し、次項の規定は、平成 28 年 1 月 15 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表の規定による児童生徒が就学すべき学校の変更の基準及び期間等に基づく平成 28 年度における就学すべき学校の変更に関する手続（平成 28 年 1 月 15 日から同年 3 月 31 日までの間になされるものに限る。）は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 30 年 1 月 15 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表の規定による児童生徒が就学すべき学校の変更の基準及び期間等に基づく平成 30 年度における就学すべき学校の変更に関する手続（平成 30 年 1 月 15 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間になされるものに限る。）は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

加古川市立小学校・中学校 校区外・区域外就学許可基準

事 由	分 類	許可期間	許可基準	申請	添付書類等
① 学期途中に転居する場合	ア 高学年	卒業まで	小学５～６年生、中学２～３年生が４月１日以降に転居・転出する場合、卒業まで現籍校就学を許可。	事由発生時	
	イ 高学年以外	学年末まで ※高学年の兄弟姉妹がいる場合、その者の卒業時まで	小学１～４年生、中学１年生が４月１日以降に転居・転出する場合、学年末まで現籍校就学を許可。	事由発生時	
② 転居予定先の学校へ先に就学する場合		住民票異動（転居）まで※１年以内	住宅の新築購入等で学年途中での転居・転入が確実な場合、転居予定先の学校に就学を許可。	事由発生時	建築確認通知書・売買契約書等の写し
③ 住宅購入手続きのため住民票のみ異動させる場合		住宅完成時まで	住宅完成後転校が確実な場合、住宅完成時まで現籍校の就学を許可。	異動時	建築確認通知書・売買契約書等の写し
④ 住宅建替えのため一時的に住所を異動する場合		住宅建替後、元の住居に戻るまで（１年以内）	住宅建替え後、元の住所に戻ることが確実な場合、現籍校への就学を許可。	事由発生時	建築確認通知書・売買契約書等の写し
⑤ 特別支援学級への入級の場合	ア 特別支援学級（病弱学級を除く）	特別支援学級入級の期間	指定校に当該児童生徒の障がい該当する学級がない場合、他の学校への就学を許可。	随時	
	イ 病弱学級	入院期間中	加古川中央市民病院入院期間中、加古川小学校、加古川中学校への就学を許可。	随時	
⑥ 強制立退きの場合		卒業まで	公権力による場合、卒業まで現籍校への就学を許可。	事由発生時	事実を証明する書類
⑦ 災害等で住所を一時的に異動する場合		避難期間中	災害復旧後元の住所に戻ることが確実な場合、現籍校への就学を許可。	事由発生時	罹災証明
⑧ 保護者の就労による場合		学年末まで	保護者が就労しているため、児童生徒の帰宅後、面倒を見るものがない場合、児童生徒を預かる者の住所地の学校への就学を許可	毎年度	保護者の就業証明書 ※自営業の場合は開業届（税務署等提出分）、営業許可書、営業を確認できる確定申告書の写しのうち１点 児童生徒を預かる者の承諾書 世帯全員が記載された住民票の写し（市外に住民票がある場合のみ）
⑨ 保護者の疾病による場合		学年末まで	保護者の疾病により、児童生徒の帰宅後、面倒を見るものがない場合、児童生徒を預かる者の住所地の学校への就学を許可	毎年度	医師の診断書 児童生徒を預かる者の承諾書 世帯全員が記載された住民票の写し（市外に住民票がある場合のみ）
⑩ 保護者が常時看護、介護を行っている場合		学年末まで	保護者が看護、介護を行っているため、児童生徒の帰宅後、面倒を見るものがない場合、児童生徒を預かる者の住所地の学校への就学を許可	毎年度	医師の診断書または介護保険証（要介護度が記載されているもの） 児童生徒を預かる者の承諾書 世帯全員が記載された住民票の写し（市外に住民票がある場合のみ）
⑪ 教育的に配慮する場合	ア 身体上の理由	学年末まで	児童・生徒の身体上の理由により、配慮が必要と認められる場合、医師の意見を参考に就学を許可。	毎年度	医師の診断書
	イ 教育的理由	卒業まで	いじめ・不登校等の理由により、配慮が必要と認められる場合、学校長が適当と認める学校への就学を許可。	当初	関係する学校長の意見書 （事前に学校・教育委員会との協議が必要）
⑫ 地理的な理由による場合	ア 距離	卒業まで	自宅から学校まで徒歩で安全に通学できる距離が、小学校にあつては２km以上、中学校にあつては３km以上あり、指定された学校より隣接学校が近い場合に許可。（校区外就学のみ）	当初	
	イ 安全性、利便性	卒業まで	通学路等の地理的面や隣接学校との距離等を考慮し、指定された学校への通学が著しく不合理な場合、教育委員会が別に定める地域について許可。（校区外就学のみ）	当初	
	ウ 教育的配慮	卒業まで	同一小学校で進学する中学校が２つに分かれている場合で、ほとんどの児童が進学する中学校に少数の児童が就学を希望する場合、教育委員会が別に定める地域について許可。（校区外就学のみ）	当初	
⑬ 部活動による場合		卒業まで ※退部または理由なく長期にわたり休部した場合はその日まで	転入転居直前に在籍した中学校で継続的に行っていた部活動（新入学の場合は、少なくとも小学校５年生から継続的に行っている場合）が、指定された中学校になく、近隣の中学校で実施している場合は、当該部活動に入部することを前提として、その部活動のある近隣中学校への就学を許可。（希望する部活動のある近隣中学校が複数ある場合は、安全に通学できる経路が最も短い中学校）（校区外就学の中学生のみ）	当初	継続的に部活動をおこなっていたことを証明する書類。 （事前に学校・教育委員会との協議が必要）
⑭ 町内会の加入による場合		卒業まで	加入している町内会が住民登録地の町内会と異なる場合、加入している町内会の学校への就学を許可。（校区外就学のみ）	当初	町内会加入証明書
⑮ 特別な事情により住民票の異動ができない場合		年度末まで	債権者からの逃避等、やむをえない場合、居住地の学校への就学を許可。	当初	住民票、健康保険証の写し等、住所氏名の確認ができるもの 居住地が確認できるもの
⑯ その他教育委員会が必要と認めた場合		校区外・区域外就学が必要な期間	教育委員会が特に必要と認めた場合、校区外・区域外就学を許可。	当初	教育委員会が必要とする書類

※上記は許可可能な事由であり、必ず許可できるものではありません。いずれの事由による場合も、保護者の管理下で登下校の安全が確保されるとともに、就学に支障がないと学校長が認めた場合にのみ適用し、教育委員会が許可します。

※故意に虚偽の申請をした場合や、申請理由が消滅したと認められる場合は許可を取り消します。

令和４年度 理由別校区外・区域外就学申請件数

【小学校】		(人)	
	理 由	R03	R04
①－ア	学期途中の転居 (５・６年は卒業まで)	42	20
①－イ	学期途中の転居 (学年末まで)	64	15
②	転居予定先の学校へあらかじめ 就学	21	17
③	住民票のみ異動	0	0
④	住宅建替のため一時異動	0	0
⑤－ア	特別支援学級	0	0
⑤－イ	病弱学級	0	0
⑥	強制立退き	0	0
⑦	災害	0	0
⑧	保護者の就労	90	81
⑨	保護者の疾病	2	0
⑩	保護者看護・介護	0	0
⑪－ア	教育的配慮（身体上理由）	0	0
⑪－イ	教育的配慮（教育的理由）	1	0
⑫－ア	地理的な理由（距離）	1	2
⑫－イ	地理的な理由（安全性・利便 性）	14	18
⑫－ウ	地理的な理由（教育的配慮）		
⑬	部活動による（中学生のみ）		
⑭	町内会	17	7
⑮	住民票を異動できない	13	9
⑯	その他教育委員会が必要と認め た場合	2	0
	合計	267	169

【中学校】		(人)	
	理 由	R03	R04
①－ア	学期途中の転居 (２・３年は卒業まで)	30	24
①－イ	学期途中の転居 (学年末まで)	9	3
②	転居予定先の学校へあらかじめ 就学	3	2
③	住民票のみ異動	0	0
④	住宅建替のため一時異動	0	0
⑤－ア	特別支援学級	0	0
⑤－イ	病弱学級	0	0
⑥	強制立退き	0	0
⑦	災害	0	0
⑧	保護者の就労	30	28
⑨	保護者の疾病	1	0
⑩	保護者看護・介護	0	0
⑪－ア	教育的配慮（身体上理由）	3	4
⑪－イ	教育的配慮（教育的理由）	0	4
⑫－ア	地理的な理由（距離）	1	1
⑫－イ	地理的な理由（安全性・利便 性）	6	4
⑫－ウ	地理的な理由（教育的配慮）	7	5
⑬	部活動による（中学生のみ）	12	10
⑭	町内会	9	3
⑮	住民票を異動できない	6	5
⑯	その他教育委員会が必要と認め た場合	3	0
	合計	120	93

※令和４年度は令和４年10月31日現在の数値

児童生徒数一覧表 (令和4年5月1日現在)

加古川市教育委員会

	学級数							1年			2年			3年									計		
	1	2	3				特 別 支 援	男	女	計	男	女	計	男	女	計							男	女	計
加古川中	8	8	8				5	29	138	158	296	164	156	320	155	158	313						457	472	929
中部中	7	6	7				4	24	135	136	271	121	122	243	113	149	262						369	407	776
浜の宮中	8	7	7				4	26	133	165	298	134	141	275	146	132	278						413	438	851
岡 莊 中	2	2	2				2	8	24	30	54	30	12	42	23	29	52						77	71	148
平 岡 中	7	8	8				6	29	141	136	277	168	135	303	161	149	310						470	420	890
永 丘 中	7	7	7				2	23	135	122	257	124	125	249	127	131	258						386	378	764
神 吉 中	6	6	7				3	22	130	110	240	106	118	224	136	120	256						372	348	720
山 手 中	3	3	3				2	11	47	50	97	52	48	100	70	52	122						169	150	319
志 方 中	2	2	2				2	8	38	27	65	28	32	60	33	25	58						99	84	183
平 岡 南 中	4	4	4				2	14	65	85	150	72	79	151	68	64	132						205	228	433
別 府 中	5	4	4				2	15	91	83	174	88	71	159	89	66	155						268	220	488
陵 南 中	4	5	4				3	16	66	87	153	77	88	165	74	79	153						217	254	471
計	63	62	63	0	0	0	37	225	1143	1189	2332	1164	1127	2291	1195	1154	2349						3502	3470	6972

	学級数								1年			2年			3年			4年			5年			6年			計			
	1	2	3	4	5	6	特 支 援	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
加古川小	4	4	4	4	4	4	5	29	73	60	133	73	55	128	72	55	127	61	64	125	72	61	133	76	78	154	427	373	800	
氷丘小	4	4	4	4	4	4	3	5	28	66	50	116	69	54	123	54	64	118	65	56	121	77	72	149	59	61	120	390	357	747
神野小	2	2	2	2	2	2	3	15	34	22	56	17	23	40	33	27	60	34	32	66	30	32	62	42	28	70	190	164	354	
野口小	5	5	5	4	4	4	6	33	78	70	148	85	74	159	85	66	151	78	61	139	68	77	145	82	83	165	476	431	907	
平岡小	3	3	3	3	2	2	4	20	44	36	80	43	35	78	34	46	80	39	43	82	45	36	81	33	37	70	238	233	471	
尾上小	3	4	3	4	3	3	5	25	48	45	93	60	58	118	52	53	105	61	60	121	51	64	115	58	58	116	330	338	668	
別府小	1	1	1	2	2	2	4	13	17	12	29	13	21	34	22	10	32	29	26	55	21	32	53	34	25	59	136	126	262	
八幡小	1	1	1	1	1	1	2	8	11	14	25	21	11	32	13	16	29	17	19	36	21	19	40	17	9	26	100	88	188	
平荘小	1	1	1	1	1	1	2	8	9	3	12	9	7	16	14	8	22	16	9	25	14	19	33	14	12	26	76	58	134	
上荘小	1	1	1	1	1	1	3	9	9	13	22	5	10	15	15	17	32	13	12	25	12	10	22	21	10	31	75	72	147	
東神吉小	1	1	1	1	1	1	3	9	18	5	23	7	13	20	14	16	30	19	15	34	16	13	29	20	22	42	94	84	178	
西神吉小	2	2	2	2	2	2	2	14	17	24	41	22	29	51	33	21	54	27	33	60	31	24	55	39	32	71	169	163	332	
川西小	2	2	2	2	2	1	3	14	22	26	48	28	23	51	21	20	41	27	24	51	26	29	55	20	16	36	144	138	282	
陵北小	2	2	2	2	1	2	2	13	27	33	60	22	30	52	29	22	51	22	27	49	17	17	34	20	24	44	137	153	290	
平岡南小	3	3	3	3	3	3	4	22	50	61	111	48	48	96	62	46	108	61	44	105	53	61	114	65	56	121	339	316	655	
浜の宮小	3	3	2	3	3	3	5	22	43	48	91	36	41	77	36	37	73	47	48	95	50	55	105	55	48	103	267	277	544	
鳩里小	5	5	4	6	5	5	6	36	68	80	148	81	75	156	73	70	143	107	83	190	97	77	174	93	86	179	519	471	990	
平岡東小	4	4	4	4	4	4	5	29	52	59	111	61	55	116	53	56	109	81	48	129	67	85	152	73	77	150	387	380	767	
野口北小	3	3	4	4	4	3	4	25	44	60	104	61	48	109	62	58	120	59	60	119	64	67	131	56	66	122	346	359	705	
志方小	1	1	1	1	1	1	2	8	13	14	27	19	17	36	13	16	29	18	17	35	16	16	32	13	15	28	92	95	187	
志方東小	1	1	1	1	1	1	1	7	8	4	12	5	7	12	3	4	7	5	9	14	5	7	12	7	7	14	33	38	71	
志方西小	1	1	1	1	1	1	0	6	7	10	17	11	6	17	7	13	20	11	7	18	9	11	20	11	9	20	56	56	112	
氷丘南小	4	4	4	4	4	4	5	29	81	59	140	72	53	125	77	64	141	79	62	141	71	65	136	69	76	145	449	379	828	
平岡北小	3	3	3	4	3	3	4	23	45	57	102	56	41	97	45	57	102	63	52	115	62	52	114	57	64	121	328	323	651	
野口南小	4	4	4	4	4	4	5	29	56	84	140	65	55	120	65	60	125	61	58	119	72	60	132	65	70	135	384	387	771	
東神吉南小	2	2	3	2	3	2	4	18	37	33	70	37	32	69	39	47	86	31	29	60	48	51	99	30	36	66	222	228	450	
若宮小	3	3	2	2	2	2	4	18	45	38	83	36	39	75	33	35	68	30	34	64	37	35	72	36	24	60	217	205	422	
別府西小	3	3	3	3	3	3	4	22	60	37	97	55	41	96	40	59	99	56	45	101	56	58	114	53	50	103	320	290	610	
計	72	73	71	75	71	68	102	532	1082	1057	2139	1117	1001	2118	1099	1063	2162	1217	1077	2294	1208	1205	2413	1218	1179	2397	6941	6582	13523	

※上段は特別支援学級の児童生徒数(内数)

		学級数	1年			2年			3年 (幼稚部3歳児)			4年 (幼稚部4歳児)			5年 (幼稚部5歳児)			6年			計		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
養護学校	幼 稚 部	1							0	0	0	0	1	1	0	0	0				0	1	1
	小 学 部	11	2	1	3	2	5	7	4	1	5	1	2	3	3	1	4	2	4	6	14	14	28
	中 学 部	4	1	2	3	3	2	5	0	3	3									4	7	11	
	高 等 部	7	3	2	5	1	3	4	3	1	4									7	6	13	
	計	23																		25	28	53	

小学校児童・学級数推計

(人・学級)

No.	小学校名		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1	加古川	児童数 学級数	800 (24)	767 (24)	750 (24)	750 (24)	740 (24)	731 (24)	713 (24)
2	氷丘	児童数 学級数	747 (23)	777 (25)	732 (24)	692 (23)	681 (23)	640 (22)	616 (21)
3	神野	児童数 学級数	354 (12)	336 (12)	319 (12)	302 (12)	296 (12)	311 (12)	295 (12)
4	野口	児童数 学級数	907 (27)	898 (28)	862 (28)	864 (29)	825 (28)	780 (27)	748 (26)
5	平岡	児童数 学級数	471 (16)	464 (17)	480 (17)	462 (16)	452 (15)	435 (14)	413 (13)
6	尾上	児童数 学級数	668 (20)	659 (21)	629 (21)	600 (20)	562 (19)	520 (18)	514 (18)
7	別府	児童数 学級数	262 (9)	245 (9)	219 (8)	194 (7)	194 (7)	185 (7)	176 (7)
8	八幡	児童数 学級数	188 (6)	185 (6)	178 (6)	175 (6)	169 (6)	155 (6)	151 (6)
9	平荘	児童数 学級数	134 (6)	124 (6)	110 (6)	95 (6)	79 (6)	72 (6)	65 (6)
10	上荘	児童数 学級数	147 (6)	140 (6)	128 (6)	118 (6)	107 (6)	111 (6)	116 (6)
11	東神吉	児童数 学級数	178 (6)	163 (6)	160 (6)	149 (6)	137 (6)	136 (6)	136 (6)
12	西神吉	児童数 学級数	332 (12)	306 (12)	291 (12)	257 (11)	245 (11)	225 (10)	219 (9)
13	川西	児童数 学級数	282 (11)	303 (12)	294 (12)	284 (12)	288 (12)	279 (12)	269 (12)
14	陵北	児童数 学級数	290 (11)	300 (11)	326 (12)	330 (12)	340 (12)	346 (12)	337 (12)
15	平岡南	児童数 学級数	655 (18)	620 (20)	610 (20)	602 (20)	568 (19)	541 (18)	499 (16)
16	浜の宮	児童数 学級数	544 (17)	503 (17)	467 (16)	443 (16)	428 (15)	408 (14)	370 (13)
17	鳩里	児童数 学級数	990 (30)	971 (30)	968 (30)	936 (30)	951 (30)	957 (30)	967 (30)
18	平岡東	児童数 学級数	767 (24)	710 (23)	644 (22)	598 (21)	556 (19)	496 (17)	448 (15)
19	野口北	児童数 学級数	705 (21)	686 (21)	643 (20)	621 (20)	577 (19)	553 (18)	544 (18)
20	志方	児童数 学級数	187 (6)	185 (7)	173 (7)	160 (7)	157 (7)	140 (6)	143 (6)
21	志方東	児童数 学級数	71 (6)	61 (6)	58 (6)	50 (6)	48 (6)	45 (6)	47 (6)
22	志方西	児童数 学級数	112 (6)	105 (6)	98 (6)	93 (6)	80 (6)	71 (6)	61 (6)
23	氷丘南	児童数 学級数	828 (24)	805 (25)	768 (24)	710 (23)	672 (21)	641 (20)	606 (19)
24	平岡北	児童数 学級数	651 (19)	623 (18)	591 (18)	570 (18)	581 (19)	592 (20)	637 (22)
25	野口南	児童数 学級数	771 (24)	778 (24)	773 (24)	779 (25)	770 (25)	748 (24)	716 (24)
26	東神吉南	児童数 学級数	450 (14)	450 (14)	410 (13)	403 (13)	384 (12)	374 (12)	352 (12)
27	若宮	児童数 学級数	422 (14)	421 (14)	425 (15)	435 (16)	428 (16)	425 (16)	405 (15)
28	別府西	児童数 学級数	610 (18)	604 (18)	571 (18)	556 (18)	517 (17)	490 (16)	455 (15)
	合計	児童数 学級数	13,523 (430)	13,189 (438)	12,677 (433)	12,228 (429)	11,832 (418)	11,407 (405)	11,018 (395)

※令和4年度は5月1日現在の数値。

※令和5年度以降の入学児童数については、令和4年5月1日現在に加古川市の住民基本台帳に登録されている者を指定校区ごとに割り振り、過去3年間の入学率を乗じて推計値を作成。

なお、学級数については、これまで小1～4が35人学級、5・6年は40人学級であったが、国基準が令和3年度以降2年生から5年をかけて段階的に35人学級となるため、令和6年度より5年生を35人学級、令和7年度より6年生を35人学級として算出している。(学級数には、特別支援学級数は含めず。)

中学校生徒・学級数推計

(人・学級)

No.	中学校名		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1	加古川	生徒数	929	932	904	907	847	824	791
		学級数	(24)	(24)	(24)	(24)	(23)	(22)	(21)
2	中 部	生徒数	776	804	829	807	784	786	815
		学級数	(20)	(22)	(22)	(22)	(21)	(21)	(21)
3	浜の宮	生徒数	851	844	853	827	795	774	762
		学級数	(22)	(22)	(23)	(22)	(21)	(20)	(20)
4	両 荘	生徒数	148	148	156	148	145	123	108
		学級数	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(5)	(4)
5	平 岡	生徒数	890	866	862	858	809	748	710
		学級数	(23)	(23)	(23)	(23)	(21)	(19)	(18)
6	氷 丘	生徒数	764	754	772	760	754	719	713
		学級数	(21)	(21)	(21)	(21)	(21)	(20)	(19)
7	神 吉	生徒数	720	669	672	628	624	579	557
		学級数	(19)	(18)	(18)	(17)	(17)	(16)	(16)
8	山 手	生徒数	319	283	274	279	283	288	285
		学級数	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)
9	志 方	生徒数	183	183	182	179	173	174	164
		学級数	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
10	平岡南	生徒数	433	448	430	411	400	391	402
		学級数	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)
11	別 府	生徒数	488	489	491	467	437	401	373
		学級数	(13)	(13)	(14)	(13)	(13)	(12)	(12)
12	陵 南	生徒数	471	483	482	486	480	443	422
		学級数	(13)	(14)	(14)	(14)	(13)	(12)	(12)
	合 計	生徒数	6,972	6,903	6,907	6,757	6,531	6,250	6,102
		学級数	(188)	(190)	(192)	(189)	(183)	(174)	(170)

※令和4年度は5月1日現在の数値。

※令和5年度以降の生徒数については、現在小学校に就学している児童を中学校区ごとに割り振り、進学率（私学等へ進学する者を除いた割合）を加味し算定。

※学級数には、特別支援学級数は含めず。

○加古川市立学校校区審議会条例

昭和44年7月1日

条例第22号

改正 平成11年3月30日条例第2号

平成11年7月27日条例第14号

(設置)

第1条 加古川市教育委員会の附属機関として、加古川市立学校校区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、加古川市立学校校区の設定及び変更に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもつて組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係諸団体の代表者
- (2) その他教育委員会の必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が前条第1号の職を辞したときは、委員の職を失う。

3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月30日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月27日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

昭和44年 9 月 16 日

教育委員会規則第 2 号

改正 昭和48年 8 月 7 日教委規則第 5 号

平成11年 3 月 30 日教委規則第14号

平成11年 7 月 27 日教委規則第17号

平成21年 3 月 13 日教委規則第 2 号

令和 4 年 3 月 29 日教委規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、加古川市立学校校区審議会条例（昭和44年条例第22号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第 2 条 条例第 3 条に規定する委員の構成は、次の各号による。

(1) 関係諸団体の代表者

ア 加古川市小学校校長会の代表 1 人

イ 加古川市中学校校長会の代表 1 人

ウ 加古川市PTA連合会の代表 2 人

(2) その他教育委員会の必要と認める者 4 人以内

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可、否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会において、必要あるときは、委員以外の関係者の出席をもとめ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和48年 8 月 7 日教委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成11年 3 月 30 日教委規則第14号）

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 7 月 27 日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月 13 日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。